

## 浜松市交通指導員会連合会会則

### (名称及び組織)

第1条 この会は、浜松市交通指導員会連合会（以下、「連合会」という。）と称し、浜松市内の地域交通指導員会（以下、「指導員会」という。）で組織する。

### (目的)

第2条 連合会は、指導員会の健全なる発展に貢献し、もって交通安全の推進に寄与することを目的とする。

### (事業)

第3条 連合会の事業は、次の各号によるものとする。

- (1) 交通安全意識の高揚に関すること。
- (2) 指導員会の情報交換に関すること。
- (3) その他連合会が必要と認めること。

### (役員)

第4条 連合会の役員として、会長1名、副会長2名、理事若干名を置く。

2 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を総理し、連合会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代理する。
- (3) 理事は、会の円滑な運営を推進する。

### (役員を選任及び任期)

第5条 役員を選任は、指導員会の代表者の互選によるものとする。

2 役員の仕事は3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第6条 会議は、会長が、指導員会の代表者を必要に応じて召集し、会長が議長となる。

### (事務局)

第7条 連合会の事務局は、浜松市土木部道路企画課に置く。

### (委任)

第8条 この会則に定めるもののほか、連合会の運営に必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

この会則は、平成18年4月1日から施行する。

### 附 則

この会則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 2 9 年 8 月 2 2 日から施行する。